八王子市地域子ども支援事業実施要綱

平成 29 年(2017 年)4月3日施行 令和2年(2020 年)4月1日一部改正 令和3年(2021 年)1月 26 日一部改正 令和5年(2023 年)9月 19日一部改正 令和7年(2025 年)2月 6日一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、「こども基本法(令和 4 年法律第 77 号)に基づき政府が策定した「こども大綱」(令和 5 年 12 月 22 日閣議決定)をしん酌して八王子市(以下「市」という。)が行う事業「地域子ども支援事業」の実施に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)地域子ども支援活動 原則、子どもに無料で食事の提供、居場所の提供又は学習支援のいずれかを行う活動をいい、子ども以外の者の参加の有無は問わない。
- (2)食事の提供 活動場所で調理する過程を重視した食事を提供すること。
- (3)居場所の提供 遊び、相談、構成員との交流又は参加者同士の交流を目的とした空間を提供すること。
- (4)学習支援 学習に適した環境を用意し、学校の教科指導を参考に、参加する子どもの学力に応じた講習、個別指導、助言等を行うこと。
- (5)団体 第7条第1項に定める方法で登録する団体をいい、法人格の有無を問わない。

(事業の取組内容)

第3条 本事業は、子ども・団体・地域・行政をつなぐ地域ネットワークを形成することにより、子どもにとって身近で利用しやすい支援の体制を整備するものとする。

- 2 前項に掲げる目的を果たすため、コーディネーターを配置し、次の各号に掲げる取組を行う。
- (1)団体からの相談に対応する取組
- (2)団体の情報の発信と交換を支援する取組
- (3)団体の連携及び地域子ども支援活動の質の向上を促す取組
- (4)活動を開始しようとする者への情報提供
- (5)安定・継続した活動への支援

(事務の委託)

第4条 本事業の実施主体は市とし、本事業を実施するにあたり、市が適当と認める法人に委託して実施するものとする。

(団体の要件)

第5条 地域子ども支援事業を利用できる団体は、第2条第1号に定める活動を行う団体又はそれを支援するフードバンク活動を行う団体で、かつ別表1に定める事項を満たすものとし、団体及び活動の内

容を市に登録するものとする。

- 2 次の各号のいずれかに該当する団体は、登録対象としない。
- (1)八王子市暴力団排除条例(令和元年 9 月 20 日 条例第 12 号)第2条第2号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。)が役員となっている団体等又は同第1号に規定する暴力団若しくは暴力団 員と密接な関係を有する団体等
- (2)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条に規定する営業を営む団体等
- (3)政治活動、宗教活動にかかる団体等
- (4)公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのある団体等
- (5)法令違反がある団体等

(登録申込)

第6条 地域子ども支援事業を利用する団体は、次の各号の書類を市長に提出するものとする。

- (1) 地域子ども支援活動実施届出書(様式1)(以下「届出書」という)
- (2) その他の添付資料(届出書の下段に記載)

(登録)

第7条 市は、届出書の提出があった場合、書類審査等により第5条に定める要件を満たしているか審査し、要件を満たすと認められる場合は、本事業を利用することが可能な団体として登録する。

2 市は、登録した団体に対し、登録が決定した旨を通知する(様式2)。

(登録変更)

第8条 団体は、登録内容に変更があった場合、速やかに市に届け出なければならない。

- 2 登録変更の手続は、第6条の規定を準用する。
- 3 前項における審査は、第5条の規定を準用する。

(登録廃止・取消)

第9条 第5条第1項に定める要件を満たさなくなった団体及び登録を廃止しようとする団体は、登録休止・廃止届出書(様式3)を、速やかに市へ提出しなければならない。

- 2 市は、前項の規定による届出があった場合のほか、次の各号に掲げる状況が認められた場合は、登録を取り消すことができる。
- (1)登録団体と一定期間、連絡がとれない等、団体の活動の実態がないと認められる場合
- (2)第5条第1項に定める要件を満たさなくなったと認められる場合
- (3)第5条第2項に定める各号のいずれかに該当すると認められる場合

附則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年(2020年)4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年(2025年)3月31日にその効力を失う。

附則

この要綱は、令和5年(2023年)9月19日から施行する。

この要綱は、令和7年(2025年)3月31日にその効力を失う。 附 則

この要綱は、令和7年(2025年)2月6日から施行する。

この要綱は、令和 13 年(2031年)3月 31 日にその効力を失う。

別表1

対象	要件
1 すべての団体	(1) 活動場所が八王子市内であること。 (2) 規模に応じて必要な職員体制を確保し、事業実施時は常時責任者を配置し、安全に配慮した開催を図っていること。 (3) 事故発生時の対応方法や連絡体制をあらかじめ定め、職員に周知徹底を図っていること。 (4) 個人情報の適正な管理に十分配慮し、事業の実施に携わる職員等が業務上知り得た情報を漏らすことのないよう、個人情報の厳格な取扱いについて職員等に周知徹底を図るなどの対策を講じていること。 (5) 活動を通じて、保護者の養育を支援することが必要と考えられる家庭や子どもを把握した場合は、速やかに関係機関につなぐよう努めること。 (6)月に1回以上、定期的に活動をしていること。
2 食事の提供を行う団体	(1)子どもが立ち寄りやすい場所で実施すること。 (2)子どもが原則無料で利用できること。金銭を徴する場合は、1名1回あたり100円以下とすること。 (3)子ども又はその保護者が1回あたり合わせて10名以上参加できる規模で開催すること。 (4)食品衛生法及び各種法令、通知等に基づく適切な衛生管理体制を構築し、食品衛生法の許認可等の規制も含めた保健所の指導に従うこと。 (5)食物アレルギーを持つ方への対応または情報提供を行っていること。 (6)事故発生時の対応のため保険に加入すること。
3 居場所の提供及び 学習支援を行う団体	(1)子どもが立ち寄りやすい場所で実施すること。 (2)子どもが原則無料で利用できること。金銭を徴する場合は、1名1回あたり 100 円以下とすること。 (3)開催日1日あたり 10 名以上の子どもが参加できる規模で開催すること。

地域子ども支援活動実施届出書

八王子市長 殿

届出日 令和 年 月 日

届出内容: 新規・変更(どちらかに○)

実施団体情報							
実施団体名							
団体所在地	(事務所	近日の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本	;)				
代表者		役職					
		氏名					
	担	当者名					
市からの		住所	₹				
連絡先		電話					
	メー	ルアドレス					
活動内容(原則と	して公	:開)					
主 た る 活 (いずれかに(1	食事の提供	せ・ 居場所の提	供・	学習支援・ フードバンク	
主たる活動のほか							
に実施する活動 (複 数 選 択 可)		1	食事の提供	せ・ 居場所の提	供・	学習支援 ・ フードバンク	
活動名	称						
ホームペー	ジ						
活動場	所						
活 動 日	時						
	収		大人(18	歳以上)			円
料金の徴			子ども(18	8歳未満)			円
		その)他()			円
参加可能規模人	、数	1回あたり	の子どもこ	又はその保護者の	の合計	人	
公開用連絡先	生	電	話				
	<i>)</i> L	メールアド	レス				
地域子ども支援事業の委託先民間法人へ実施団体情報提供の同意							
			□(同意す	る場合はチェッ	ク)		

【添付資料】 🗆 団体規約

□ 活動内容のパンフレット・チラシ・広報誌等

地域子ども支援活動団体登録済通知書

	令和	年	月	日
団体名				
	E八	子市县	Ž	
		(公	印省	ì略)

八王子市地域子ども支援事業実施要綱に定める地域子ども支援活動を行う団体として登録したことをお知らせします。

登録期間: 令和 年(年) 年 月 日から令和 13 年(2031 年) 3月 31 日まで

<留意事項>

- 1 本件の登録後、八王子市が実施する「地域子ども支援事業」が利用できます。「地域子ども支援事業」は、民間法人に委託しているため、委託先の民間団体に貴団体の登録情報を提供します。
- 2 活動の際には、八王子市地域子ども支援事業実施要綱に定める登録要件に沿い、活動を行ってください。
- 3 「地域子ども支援事業」の期間は、令和 13 年(2031年)3月 31 日までです。

地域子ども支援活動廃止届出書

八王子市長 殿

届出日 令和 年 月 日

中华国人桂和		
実施団体情報		
実施団体名		
団体所在地	(事務所等がある場合)	
代表者	役職	
	氏名	
市からの	担当者名	
	住所	
連絡先	電話	
	メールアドレス	
活動内容		
主 た る 活 (いずれかに(
主たる活動のほ に実施する活動 (複数選択 및	食事の提供・ 居場所の提供・ 学習支援・ フードバンク	
活動名	称	
ホームペー	ジ	
廃止の情報		
廃止日		
廃止の理由		